

# 医療的ケア児・者在宅レスパイト事業が始まりました

医療的ケア児・者在宅レスパイト事業とは、在宅の医療的ケア児・者に対し、訪問看護ステーション等が、健康保険法の適用時間を超えて訪問看護を実施した場合の超過費用や、訪問看護による病院受診又は外出の際の付き添いの費用について助成し、家族の休息時間の確保や介護負担の軽減を図る事業です。

## 1 対象となる方

以下の全てに該当する方が対象になります。

[共通要件]

- ・下関市内に住所がある
- ・医師の訪問看護指示書に基づく医療的ケアを必要としている
- ・訪問看護により医療的ケアを受けている
- ・在宅で生活している（※児は同居家族による介護があること）

[年齢区分]

- ・医療的ケア児：0歳から、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- ・医療的ケア者：18歳に達する日以後の最初の3月31日を過ぎている方

## 2 事業の内容

- (1) 健康保険法に規定する訪問看護療養費の適用を超える自宅利用での訪問看護
- (2) 訪問看護療養費の適用外となる自宅以外での訪問看護

## 3 利用時間

1回あたりの利用時間の制限はありません。

ただし、1年度（4月1日から翌年3月31日まで）内において、48時間を利用限度とします。

※年度途中からの申請の場合、利用登録の決定月から3月までの残月数に4を乗じた時間を利用限度とします。

## 4 利用料金

サービス提供費に係る利用者の自己負担はありません。

ただし、サービス提供費の他に発生する実費（交通費等）等については、利用者と訪問看護ステーション等との定めによります。

## 5 利用登録

利用されている訪問看護ステーション等を経由して、事前の利用登録が必要です。  
利用されている訪問看護ステーション等にご相談ください。

### 問い合わせ

下関市福祉部障害者支援課

下関市南部町1番1号

☎083-227-4199